

伊勢原市週休２日制確保モデル工事実施要領（建築工事・電気設備工事・機械設備工事）

1 目的

この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号）の趣旨に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取組として、伊勢原市が発注する建築工事・電気設備工事・機械設備工事の工事現場における週休２日制を確保するモデル工事（以下「モデル工事」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 発注方式

モデル工事の発注方式は、発注者指定型（発注者が、週休２日に取り組むことを指定する方式をいう。）とする。

3 対象工事

原則として全ての建築工事、電気設備工事及び機械設備工事をモデル工事の対象とする。

ただし、特に緊急を要する災害復旧工事、工期が短い工事、社会的要請により早期の工事完成が望まれる工事など工期設定等に制約がかかる工事等については、この限りでない。

4 用語の定義

(1) 通期の週休２日

工事現場において、対象期間内で４週８休以上の現場閉所日又は現場休息日（以下「現場閉所日等」という。）を設けることをいう。

(2) 月単位の週休２日

通期の週休２日を達成し、かつ、対象期間内の全ての月で４週８休以上の現場閉所日等を設けることをいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の閉所では４週８休以上に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所日等を設けている場合に、４週８休以上を達成しているものとみなす。

なお、現場閉所日等を原則として土曜日及び日曜日としない場合において

は、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

(3) 完全週休 2 日

月単位の週休 2 日を達成し、かつ、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日等に指定し、2 日以上現場閉所日等を設けることをいう。ただし、受注者の責によらず土曜日や日曜日に現場作業を行わざるを得ない場合は、事前に受発注者間で協議した上で、同一の週内で土曜日及び日曜日に代わる曜日を現場閉所日等に指定することができる。

なお、1 週間の定義は、「土曜日から金曜日までの 7 日間」を基本とする。

(4) 現場閉所日

工事現場において、一日を通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいう。ただし、現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等は作業から除くこととする。

なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めることができるものとする。

(5) 現場休息日

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、工事現場において、一日を通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいう。

なお、保安等の巡回パトロール等及び降雨・降雪等の予定外の現場休息日の扱いは、(4)と同様とする。

(6) 4 週 8 休以上

対象期間内の現場閉所日等の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が 28.5%（8 日／28 日）以上となる状態をいう。

なお、現場閉所（現場休息）率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。

(7) 現場着手日

現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等を開始した日をいう。

(8) 現場完成日

施工終了後の後片付け、清掃等の作業が全て完了した日をいう。

(9) 対象期間

モデル工事において、週休 2 日に取り組む期間のことであり、現場着手日

から、現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇 6 日間及び夏季休暇 3 日間はあらかじめ対象期間から除くこととする。

また、現場作業を伴わない工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、工事目的外の突発的な災害発生時の対応や災害の発生が予想される場合の予防作業期間など、発注者が認めた期間については、その都度、監督員と受注者で協議し、対象期間から除くこととする。

5 週休 2 日の達成基準

(1) 通期の週休 2 日

通期の週休 2 日の達成は、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が 4 週 8 休以上の水準に達していることをもって判断する。

(2) 月単位の週休 2 日

月単位の週休 2 日の達成は、通期の週休 2 日を達成し、かつ、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）率が 4 週 8 休以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が 4 週 8 休以上の水準に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

(3) 完全週休 2 日

完全週休 2 日の達成は、月単位の週休 2 日を達成し、かつ、対象期間内の全ての週（土曜日から金曜日までの 7 日間を基本とする。）ごとに、土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）とし、現場閉所（現場休息）日数が 2 日以上水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が 7 日に満たない週においては、当該週に土曜日及び日曜日がある場合は土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）とし、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

なお、現場閉所日等を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記(2)及び(3)の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。完全週休 2 日に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。

6 モデル工事の実施

(1) モデル工事実施の内容

実施にあたっては、次の①から⑤に取り組むこととする。

- ① 受注者及び発注者は、施工当初段階において、工期全体に影響を与える事項について情報共有することとする。
分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。
- ② 受注者は、計画を示した週間工程表又は月間工程表を監督員に提出する。
- ③ 受注者は、当月分の「現場閉所（現場休息）実績報告書」を、翌月の5日までに監督員に提出する。
- ④ 受注者は、原則として、工事完成届提出日の30日前（設計金額（税込）が2億円以上の工事は45日前）までに、最終月の「現場閉所（現場休息）実績報告書」及び対象期間全体の「現場閉所（現場休息）履行報告書」を作成し、監督員へ提出する。
- ⑤ 受注者は、公衆の見やすい場所に、モデル工事である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

（記載内容の例）

週休2日制に取り組む工事 この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む工事です。 発注者：伊勢原市 受注者：〇〇建設(株)
--

(2) 経費補正の実施

当初の設計金額において、別に定める「週休2日制確保モデル工事実施要領補足事項（建築工事・電気設備工事・機械設備工事）」（以下「補足事項」という。）により月単位の週休2日の経費補正を行う。

完全週休2日の現場閉所等を達成した場合は、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を増額変更し、月単位の週休2日の現場閉所等が達成できなかった場合には、契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち当該補正分を減額変更する。

(3) 工事成績評定への反映

完全週休 2 日を達成した場合には、「補足事項」により工事成績評定に反映する。

なお、月単位の週休 2 日が達成できなかった場合でも減点を行わないが、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、「補足事項」により減点する。

7 その他

「現場閉所（現場休息）実績報告書」、「現場閉所（現場休息）履行報告書」、週間工程表及び月間工程表の内容に疑義が生じた場合には、発注者は、受注者に疑義の内容についてヒアリング等を行い、その経緯・原因等を確認したうえで、虚偽が明らかになった場合は、工事成績評定の修正等の措置を行う。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日以降に公告するモデル工事に適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 7 月 23 日以降に公告するモデル工事に適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 7 月 22 日以降に公告するモデル工事に適用する。

週休 2 日制確保モデル工事実施要領補足事項（建築工事・電気設備工事・機械設備工事）

1 経費補正の実施

(1) 経費の補正方法（要領 6 (2) 関係）

当初の設計金額において、労務費（設計金額のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費を下表の月単位の週休 2 日の補正係数により補正する。

完全週休 2 日を達成した場合は、完全週休 2 日の補正係数により補正する。

現場閉所（現場休息）実績	労務費 補正係数	現場管理費 補正係数
完全週休 2 日 (全週現場閉所（現場休息）率 28.5% (2 日/7 日) 以上)	1.02	1.01
月単位の週休 2 日 (全月現場閉所（現場休息）率 28.5% (8 日/28 日) 以上)	1.02	—

(2) 工事費の積算方法

週休 2 日制確保モデル工事において、現場閉所等の状況に応じ、「(4) 単価の補正方法等」に基づき労務費を補正した複合単価及び市場単価等により、設計金額のもととなる工事費の積算を行う。

(4) 単価の補正方法等

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は、以下による。

ア 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に補正係数を乗じて補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

イ 市場単価等

市場単価及び補正市場単価は、次の表 A-2、表 E-2 及び表 M-2 の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率

- ・ 補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・ 市場単価 × 改修補正率
- ・ 補正市場単価 × 改修補正率

（参考）

「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8（3）による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8（3）ロ．基準補正単価の表A－1、表E－1及び表M－1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A－2、表E－2及び表M－2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（又は補正市場単価）を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、次の表A－2、表E－2及び表M－2の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合、全館無人改修の場合】

- ・ 物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・ 物価資料の掲載価格 × 改修補正率

※上記単価の補正方法等によらない場合は、別に定めるものとする。

表A－2 建築工事の補正率

工 種	摘 要※	月単位の週休2日工事 及び 完全週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E－2 電気設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日工事 及び 完全週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線ぴ 及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01

表M－2 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日工事 及び 完全週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンパー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.22

2 工事成績評定への反映（要領 6 (3)関係）

現場閉所（現場休息）実績に応じて、工事成績評定で下表の加点や減点を行う。

現場閉所（現場休息）実績	加点
完全週休 2 日	1 点

現場閉所（現場休息）実績	減点
明らかに月単位の週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合	－ 1 点